

第一号様式（平14内府令3・全改、平14内府令46・平14内府令87・平16内府令91・平19内府令65・平22内府令40・平26内府令49・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【提出書類】

有価証券通知書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

第1【募集（売出）要項】

- (1) 【ファンドの名称】
- (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込手数料】(2)
- (7) 【申込単位】
- (8) 【申込期間】
- (9) 【申込取扱場所】(3)
- (10) 【払込期日】
- (11) 【払込取扱場所】(4)
- (12) 【振替機関に関する事項】
- (13) 【その他】

第2【最近における募集（売出し）の状況】(5)

- (1) 【ファンドの名称】
- (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【払込期日】
- (8) 【払込取扱場所】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下 a において「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

(2) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

(3) 申込取扱場所

全ての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

全ての払込取扱場所を記載すること。

(5) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、ファンド別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。